

阪神高速道路公団事業評価監視委員会規程

平成10年12月25日  
阪神公団規程 第22号  
〔沿革〕平成11年12月22日  
阪神公団規程 第14号改正  
平成13年 6月 1日  
阪神公団規程 第12号改正  
平成16年 3月 2日  
阪神公団規程 第 2号改正

（趣旨）

第1条 本規程は、「国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領の策定等について」（平成15年3月31日付け国官総第702号の2、国官技第351号の2）により通知された国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の事後評価実施要領に基づいて阪神高速道路公団（以下「公団」という。）に設置する阪神高速道路公団事業評価監視委員会（以下「委員会」という。）の組織、委員、会議、庶務その他委員会の設置等に関して必要な事項を定めるものである。

（平11規程14・平16規程2・改正）

（委員会の事務）

第2条 委員会は、理事長の委嘱に基づき、次に掲げる事務を行う。

- 一 再評価の実施手続を監視し、再評価を実施する事業に関して公団が作成した対応方針（原案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。
- 二 事後評価の実施手続を監視し、事後評価を実施する事業に関して公団が作成した対応方針（案）について審議を行い、不適切な点又は改善すべき点があると認めたときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。
- 三 事後評価を実施する事業と同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性について審議を行い、その必要性があると認めたときには、理事長に対して意見の具申を行うこと。

（平11規程14・平16規程2・改正）

(委員会の委員及び組織)

第3条 委員は、有識者のうちから理事長が委嘱する。

2 委員会は委員5名以内で組織する。

3 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

7 委員長は、会務を総理する。

8 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(運営)

第4条 委員会は、委員長が召集する。

2 委員会は、審議方法を定めた阪神高速道路公団事業評価監視委員会運営要領を決定する。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、計画部調査課において行う。

(平11規程14・平13規程12・改正)

(その他)

第6条 公団以外の事業主体が実施する事業が公団の実施する事業と密接に関連しており、一連の事業として共同で再評価及び事後評価を実施することが効率的と判断される場合には、理事長は、当該事業の事業主体の長と協議し、再評価及び事後評価の実施方法に関し必要となる事項を定めるものとする。

(平11規程14・改正)

附 則

この規程は、平成10年12月25日から施行する。

附 則(平成11年12月22日阪神公団規程第14号)

この規程は、平成11年12月22日から施行する。

附 則(平成13年6月1日阪神公団規程第12号)

この規程は、平成13年6月1日から施行する。

附 則(平成16年3月2日阪神公団規程第2号)

この規程は、平成16年3月2日から施行する。